岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月26日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県条例第52号

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（回収納付金を受け取る権利の放棄等） 第３条　［略］ ２　知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。 （１）～（５）　［略］ （６）　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （７）～(11)　［略］	（回収納付金を受け取る権利の放棄等） 第３条　［略］ ２　知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。 （１）～（５）　［略］ （６）　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第２条第22項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第23項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （７）～(11)　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。